

長野県報

3月31日(月)
平成15年
(2003年)
号外

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則	2
事務処理規則の一部を改正する規則	24
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する 事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則	43
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程	44
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	45
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則	46

告示

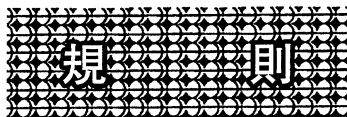
社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱の一部改正	1
長野県収用委員会運営規程の一部改正	22
平成11年長野県収用委員会告示第1号の一部改正	22
職員の任用に関する細則の一部改正	22

公告

長野県の平成15年度における行政改革の実施計画	1
-------------------------	---

訓令

長野県庁消防規程の一部改正	1
長野県公印規程の一部改正	1
長野県文書規程の一部改正	5
長野県マイクロフィルム文書管理規程の一部改正	12
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正	12



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第34号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10目の2 危機管理室(第51条の5)」を

「第10目の2 経営戦略局(第51条の5-第51条の10) 第10目の3 危機管理室(第51条の11)」に、「第51条の6-第51条の9」

を「第51条の12-第51条の16」に、「第17款 母子休養ホーム(第98条・第99条)」を

「第17款 削除」に、「がん検診・救急センター」を「救急センター」に、

「第35款 名古屋事務所及び大阪事務所(第147条-第149条)」を「第35款 削除」に、

「県営射撃場」を「県営総合射撃場」に、

「第58款 河川改良事務所(第222条・第223条)

第58款の2 ダム建設事務所(第224条・第224条の2)」を

「第58款 河川改良事務所(第222条-第224条)」に改める。

第3条第1号中「人事活性課 職員課 財政改革課」を「文書学事課 職員課」に、

「税務課 法規学事課」を「税務課」に改め、同条第2号中「人権・同和政策課 労政

課 職業能力開発課」を「人権尊重推進課 労政課」に改め、同条第5号中「産業技術

課 観光課」を「産業技術課」に改める。

第3条の3(見出しを含む。)中「政策秘書室」を「経営戦略局」に改める。

第3条の4を次のように改める。

(経営戦略局)

第3条の4 経営戦略局は、直面する重要な政策課題への戦略的対応に関する事務をつかさどる。

第3条の6を第3条の7とし、第3条の5を第3条の6とし、第3条の4の次に次の1条を加える。

(経営戦略局のチーム)

第3条の5 経営戦略局に次のチームを置く。

広報広聴チーム 政策チーム 公共事業改革チーム 行政システム改革チーム 人事活性化チーム 財政改革チーム

第4条の2中「企画課」を「企画課 地球環境課」に改める。

第4条の3中「第3条の6」を「第3条の7」に、「課()」を「課(人権尊重推進課、地球環境課、情報政策課及び)」に改める。

第5条を次のように改める。

(文書学事課)

第5条 文書学事課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県立大学(看護大学を除く。)に関すること。
- (2) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- (3) 宗教法人に関すること。
- (4) 公文書の公開に関すること。
- (5) 個人情報の保護に関すること。
- (6) 行政情報の提供に関すること。
- (7) 文書の受領、配付、発送、保存及び整理に関すること。
- (8) 公印の管守に関すること。
- (9) 公告式、県報及び官報報告に関すること。
- (10) 文書事務の改善に関すること。
- (11) 私立学校審議会、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の庶務に関すること。
- (12) 総務部内の他課の所管に属さないこと。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

第17条第7号中「信濃学園」を「知的障害者更生相談所、信濃学園」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 障害福祉課に、障害者の自律支援及び地域生活への移行の推進に関する事務をつかさどらせるため、障害者自律支援室を付置する。

第18条第8号中「児童相談所」の次に「(知的障害者更生相談所に関する事項を除く。)」を加え、「母子休養ホーム」を削る。

第20条(見出しを含む。)中「人権・同和政策課」を「人権尊重推進課」に改め、同条第1号中「同和政策」を「人権尊重に関する施策」に、「及び調整」を「調整及び推進」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第21条第2項を削る。

第22条及び第23条を次のように改める。

第22条及び第23条 削除

第24条第1項第13号中「及び看護専門学校」を「看護専門学校及び救急センター」に改める。

第25条第13号中「がん検診・救急センター」を削る。

第27条の3第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 生活文化課に、NPO活動推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) ボランティア活動及びNPO活動の推進に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。

第28条第1項第14号中「他課」を「局及び他課」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号中「名古屋事務所、大阪事務所及び」を削り、「に関する」を「及び乗鞍レクリエーションセンターに関する」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号中「及び中小企業調停審議会」を「中小企業調停審議会及び観光振興審議会」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号の次に次の3号を加える。

- (12) 旅行業、通訳案内業及び案内人に関すること。
- (13) 小型船舶（漁船を除く。）に関すること。
- (14) レクリエーション施設の整備運営に関すること。

第28条第2項を削る。

第29条第10号中「取締り」を「表示」に改める。

第30条を次のように改める。

(産業活性化・雇用創出推進局)

第30条 商工部に、第3条に規定する課のほか、産業活性化・雇用創出推進局を置く。

2 産業活性化・雇用創出推進局は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 産業の活性化及び雇用創出に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 雇用対策の推進に関すること。
- (3) 職業能力開発に関すること。
- (4) 技能振興に関すること。
- (5) 職業能力開発審議会の庶務に関すること。
- (6) 工科短期大学校及び技術専門学校に関すること。

第41条第1号中「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」に改め、同条第10号中「県営射撃場」を「県営総合射撃場」に改める。

第43条第1項第8号中「局及び」を削り、同号を同項第10号とし、同項第7号中「ダム建設事務所」を削り、同号を同項第9号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項

第5号の次に次の2号を加える。

(6) 建設産業の構造改革支援に関すること。

(7) 高規格幹線道路及び北陸新幹線鉄道の建設に関連する事項に関すること。

第43条第2項第2号中「、工事の検査」を削る。

第51条の9第2号中「男女共同参画社会の形成」を「男女共同参画社会づくり」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 男女共同参画推進指導委員及び男女共同参画審議会の庶務に関すること。

第2章第1節第1款第11目中第51条の9を第51条の16とする。

第51条の8第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 新幹線鉄道に係る並行在来線対策に関すること。

第51条の8を第51条の15とする。

第51条の7を第51条の14とし、同条の前に次の1条を加える。

(地球環境課)

第51条の13 地球環境課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地球温暖化防止に関すること。

(2) 特定地域の環境に係る緊急課題に関すること。

(3) 新たなまちづくりに関すること。

第51条の6第2項を次のように改める。

2 企画課に、政策評価室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 政策評価に関すること。

(2) 公共事業評価に関すること。

(3) 事務事業評価に関すること。

第51条の6を第51条の12とし、第2章第1節第1款第10目の2中第51条の5を第51条の11とし、同目を同款第10目の3とし、同款第10目の次に次の1目を加える。

第10目の2 経営戦略局

(広報広聴チーム)

第51条の5 広報広聴チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 経営戦略局の人事、予算の編成及び執行その他庶務に関すること。

(2) 県政の広報に関すること。

(3) 報道機関との連絡に関すること。

(4) 叙位、叙勲及びほう賞に関すること。

(5) 行幸、行啓その他の皇室に関すること。

(6) 知事及び副知事の秘書事務に関すること。

(7) 県政の広聴に関すること。

(8) 経営戦略局内の他チームの所管に属さないこと。

(政策チーム)

第51条の6 政策チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 知事特命事項に係る連絡調整に関する事。
- (2) 長野モデル創出支援に関する事。
- (3) 構造改革特区に関する事。
- (4) 新しい観光推進組織の設立準備に関する事。
- (5) 政策法務に関する事。
- (6) 民法(明治29年法律第89号)に基づく公益法人(民法施行法(明治31年法律第11号)に基づく法人を含む。)に関する事。
- (7) 東京事務所に関する事。

(公共事業改革チーム)

第51条の7 公共事業改革チームは、公共事業の改革に関する事務をつかさどる。

(行政システム改革チーム)

第51条の8 行政システム改革チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行政改革の推進に関する事。
- (2) 県の行政組織及び職務権限に関する事。
- (3) 職階制及び職員定数に関する事。
- (4) 職員団体に関する事。
- (5) 公社公団等の業務について特に必要な事項の調査に関する事。
- (6) 行政機構審議会の庶務に関する事。

(人事活性化チーム)

第51条の9 人事活性化チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免、分限及び懲戒に関する事。
- (2) 職員の服務、研修及び勤務成績の評定に関する事。
- (3) 職員の永年勤続表彰に関する事。
- (4) 行政監察に関する事。
- (5) 職員相談に関する事。
- (6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (7) 特別職報酬等審議会の庶務に関する事。
- (8) 自治研修所に関する事。

(財政改革チーム)

第51条の10 財政改革チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県議会に提出する議案に関する事。
- (2) 予算案の編成、予算の執行計画その他予算に関する事。
- (3) 交付税、譲与税、分担金、使用料、手数料、寄付金、県債その他県財源に関する事。

(4) 財政の調査分析及び財務制度に関すること。

(5) 他の部局の所管に属さないこと。

第53条を削り、第52条の見出しを「(内部組織)」に改め、同条中「地方自治法第171条第6項の規定により、会計局」を「会計局に会計課」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 収入証紙に関すること。

第52条に次の2項を加える。

2 会計課に、検査室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監査に関すること。

(2) 工事の元請・下請関係に係る調査、指導及び助言に関すること。

(3) 入札制度の改革に関すること(工事及び工事に係る委託業務に係るものを除く。)

(4) 低入札価格及び入札談合情報に係る調査審議に関すること。

3 会計課に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

第52条を第53条とし、第2章第1節第2款中同条の前に次の1条を加える。

(出納長を補助する組織の名称及び分掌事務)

第52条 地方自治法第171条第6項の規定により、会計局を置き、同法第170条第1項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 歳入歳出外現金(所得税及び社会保険料に限る。)の支払事務に関すること(他の所管に属するものを除く。次号において同じ。)

(2) 給与及び児童手当の支払事務に関すること。

(3) 工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監査に関すること。

(4) 工事の元請・下請関係に係る調査、指導及び助言に関すること。

(5) 入札制度の改革に関すること(工事及び工事に係る委託業務に係るものを除く。)

(6) 低入札価格及び入札談合情報に係る調査審議に関すること。

第56条第1項第13号を削り、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号から第32号までを1号ずつ繰り上げ、同項第33号中「長野県がん検診・救急センター条例」を「長野県救急センター条例」に、「よる長野県がん検診・救急センター」を「よる長野県救急センター」に改め、同号を同項第32号とし、同項第34号から第43号までを1号ずつ繰り上げ、同項第44号中「長野県営射撃場条例」を「長野県営総合射撃場条例」に、「よる長野県営射撃場」を「よる長野県営総合射撃場」に改め、同号を同項第43号とし、同項第45号を同項第44号とし、同条第2項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同項第28号を削り、同項第29号を同項第27号とし、同項第30号を同項第28号とする。

第59条中「中央省庁その他主要な機関」を「県政に係りのある情報の収集、分析及び

提供等、関係機関」に、「及び」を「並びに」に改める。

第61条を次のように改める。

第61条 削除

第67条第3項第3号中「就職あつせん」を「進路」に改め、同条第4項の表中

「就職指導課」を「進路指導課」に改める。

第75条第3号中「、行政情報、交通安全、環境保全、消費者行政、消防及び防災」を「及び行政情報」に改め、同条第12号を同条第13号とし、同条第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 消費者行政、芸術文化、交通安全、NPO、環境保全、消防及び防災に関すること。

第77条第1項中「総務課」の次に「、生活環境課」を加え、同条第2項中「、長野県佐久地方事務所、長野県上小地方事務所、長野県上伊那地方事務所、長野県松本地方事務所及び長野県長野地方事務所に、土地改良課に代えて土地改良第一課及び土地改良第二課を」を削り、同条第3項第3号中「、広報及び交通安全」を「及び広報」に改め、同項第8号から第14号までを削り、同項第15号を同項第8号とし、同項第16号を同項第9号とし、同項第17号から第19号までを削り、同項第20号を同項第10号とし、同項第21号を同項第11号とし、同条第8項を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第7項とし、同条第5項第15号中「男女共同参画社会の形成」を「男女共同参画社会づくり」に改め、同項第16号中「同和政策」を「人権尊重に関する施策」に改め、同項第17号を削り、同項第18号を同項第17号とし、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 生活環境課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 消費者行政に関すること。
- (2) 消費生活協同組合に関すること。
- (3) 芸術及び文化に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。
- (5) ボランティア活動及びNPO活動の推進に関すること。
- (6) 特定非営利活動法人に関すること。
- (7) 公害に関すること。
- (8) 環境の保全に関すること。
- (9) 廃棄物に関すること。
- (10) 下水道終末処理場の指導に関すること。
- (11) 国際交流及び国際協力に関すること。
- (12) 海外渡航に関すること。

(13) 消防及び防災に関すること。

(14) 災害救助に関すること。

第77条第9項を削り、同条第10項第5号中「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とし、同条第13項中「第11項第10号」を「第10項第10号」に改め、同項を同条第12項とする。

第80条中「、母子及び寡婦福祉法」を「及び母子及び寡婦福祉法」に改め、「及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」を削り、「、育成又は更生」を「又は育成」に改める。

第85条中「更生援護」を「福祉を図ること」に、「家庭その他からの相談に応じ、」を「市町村の更生援護の実施に関する必要な援助、知的障害者に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの並びに知的障害者の」に改め、「並びにこれに付随した必要な指導」を削る。

第2章第2節第17款を次のように改める。

第17款 削除

第98条及び第99条 削除

第110条第6項第4号中「施設入所」を「市町村の援護の実施」に改める。

第111条の3第1項中「管理指導部」を「管理部、自律支援部」に改め、同条第2項中「管理指導部」を「管理部」に改め、同項第3号中「相談、」及び「及び事後指導」を削り、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条第6項を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 自律支援部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入所者の自律支援及び地域生活への移行の推進に関すること。
- (2) 知的障害者の相談及び事後指導に関すること。
- (3) 指導及び訓練についての調査研究及び調整に関すること。

第130条第1項及び第4項中「環境衛生課」を「生活衛生課」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号及び第7号を削り、同項第8号を同項第5号とし、同項第9号から第11号までを3号ずつ繰り上げる。

第2章第2節第33款の2の款名を次のように改める。

第33款の2 救急センター

第143条の3中「長野県がん検診・救急センターは、長野県がん検診・救急センター条例」を「長野県救急センターは、長野県救急センター条例」に改め、「及び増進」を削り、「次の各号に掲げる業務を行う」を「救命救急医療を提供する」に改め、同条各号を削る。

第143条の4中「長野県がん検診・救急センターの」を「長野県救急センターの」に、

「長野県がん検診・救急センター条例」を「長野県救急センター条例」に改める。

第2章第2節第35款を次のように改める。

第35款 削除

第147条から第149条まで 削除

第2章第2節第56款の2の款名を次のように改める。

第56款の2 県営総合射撃場

第218条の2中「長野県営射撃場は、長野県営射撃場条例」を「長野県営総合射撃場は、長野県営総合射撃場条例」に改める。

第218条の3の見出しを「(位置)」に改め、同条中「長野県営射撃場の名称及び」を「長野県営総合射撃場の」に、「長野県営射撃場条例」を「長野県営総合射撃場条例」に、「次の表のとおり」を「上伊那郡辰野町」に改め、同条の表を削る。

第221条第2項中「及び長野県諏訪建設事務所」を削る。

第223条の見出し及び同条第1項中「及び管轄区域」を「並びに管轄する河川の区域及びダム」に改める。

第2章第2節第58款の2を削り、同節第58款中第223条の次に次の1条を加える。

第224条 削除

第235条中「課」を「課、局、チーム」に改める。

第239条第1項中「課」を「課、チーム」に改め、同条第3項中「課に、課」を「課又はチームに、課又はチーム」に、「課付」を「課付又はチーム付」に改める。

第247条中「課」を「課、チーム」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とする。

別表第1の人事活性課の項を次のように改める。

文書学事課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに第5条第1号及び第12号の事項
	私学振興係	第5条第2号及び第3号の事項並びに第11号のうち私立学校審議会の庶務に関する事項
	情報公開係	第5条第4号から第6号まで及び第11号(私学振興係に属する事項を除く。)の事項
	文書管理係	第5条第7号から第10号までの事項

別表第1の財政改革課の項及び法規学事課の項を削り、同表の市町村課の項中「の振興」の次に「及びコミュニティ政策の研究」を加え、「|振興係|」を「|コミュニティ振興係|」に改め、同表の障害福祉課の項中「第17条第6号」を「第17条第1項第6号」に、「第17条第1号」を「第17条第1項第1号」に改め、同表の青少年家庭課の項を次のように改める。

青少年家庭課	健全育成係	課内の庶務に関する事項並びに第18条第1号及び第2号の事項、第3号のうち児童福祉施設の整備に関する事項並びに第7号(児童母子係に属する事項を除く。)及び第8号の事項 第18条第3号(健全育成係に属する事項を除く。)及び第4号から第6号までの事項並びに第7号のうち社会福祉審議会(児童福祉専門分科会に限る。)の庶務に関する事項
	児童母子係	

別表第1の人権・同和政策課の項を削り、同表の労政課の項中「第21条第1項第1号」を「第21条第1号」に改め、同表の職業能力開発課の項を削り、同表の医務課の項中「看護係に属する事項を除く。」の事項」の次に「並びに第13号のうち救急センターに関する事項」を、「(庶務係)」の次に「及び医療係」を加え、同表の保健予防課の項中「並びに第13号のうちがん検診・救急センターに関する事項」を削り、同表の生活文化課の項中

「 | 総務係 | 第27条の3第1項第1号及び第16号の事項 | を
| NPO推進係 | 第27条の3第1項第2号及び第3号の事項 | 」

「 | 総務係 | 第27条の3第1項第1号及び第14号の事項 | 」に、「第27条の3第1項第4号から第10号」を「第27条の3第1項第2号から第8号」に、「第15号」を「第13号」に、「第27条の3第1項第11号」を「第27条の3第1項第9号」に、「第27条の3第1項第12号から第14号」を「第27条の3第1項第10号から第12号」に改め、同表の産業振興課の項中「第28条第1項第1号、第13号(団体係に属する事項を除く。)及び第14号」を「第28条第1号及び第17号」に、「第28条第1項第2号」を「第28条第2号」に、「第12号」を「第15号」に、「第28条第1項第4号(」を「第28条第4号(」に、「第13号の」を「第16号の」に、「第28条第1項第5号」を「第28条第5号」に、

「 | 金融係 | 第28条第1項第4号のうち信用保証協会に関する事項及び第8号から第11号までの事項 | を

「 | 金融係 | 第28条第4号のうち信用保証協会に関する事項及び第8号から第11号までの事項 |
| 観光係 | 第28条第12号から第14号までの事項、第15号のうち観光振興審議会の庶務に関する事項及び第16号のうち乗鞍レクリエーションセンターに関する事項 | に改め、同

表の観光課の項を削り、同表の土地改良課の項中

「 | 整備係 | 第36条第6号の事項 | を
| 開発係 | 第36条第7号の事項 | 」

「 | 整備係 | 第36条第6号及び第7号の事項 | 」に改め、同表の監理課の項中「第43条第1号」を「第43条第1項第1号」に、「第7号及び第8号」

を「第9号及び第10号」に、「第43条第2号」を「第43条第1項第2号」に、「第6号」を「第8号」に、「第43条第3号」を「第43条第1項第3号」に改め、同表の河川課の

項中	治水係	第47条第1項第1号のうち改良工事に関する事項 第47条第1項第8号の事項（計画調査係に属する事項を除く。）	を
	ダム建設係		

「	治水係	第47条第1項第1号のうち改良工事に関する事項及び第8号の事項（計画調査係に属する事項を除く。）	」に改め、同

表の危機管理・消防防災課の項中「第51条の5第1項第2号」を「第51条の11第1項第2号」に、「第51条の5第1項第1号」を「第51条の11第1項第1号」に、「第51条の5第1項第6号」を「第51条の11第1項第6号」に改め、同表の企画課の項中「第51条の6第1項第1号」を「第51条の12第1項第1号」に、「第51条の6第1項第2号」を「第51条の12第1項第2号、第3号（土地・流域対策係に属する事項を除く。）、第4号」に、「土地対策係及び収用係に属する事項」を「国土の利用及び土地利用に関する事項を審議する場合」に、

「	土地対策係	第51条の6第1項第9号から第14号までの事項並びに第16号のうち総合計画審議会の庶務（国土の利用及び土地利用に関する事項を審議する場合に限る。）及び土地利用審査会の庶務に関する事項	を
	収用係		

「	土地・流域対策係	第51条の12第1項第3号（流域対策に関する事項に限る。）、第9号から第15号までの事項並びに第16号のうち総合計画審議会の庶務（計画係に属する事項を除く。）並びに土地利用審査会及び収用委員会の庶務に関する事項	」に改め、同

表の情報政策課の項を削り、同表の交通政策課の項中「第51条の8第1号及び第3号」を「第51条の15第1号及び第4号」に、「|新幹線推進係|」を「|新幹線・並行在来線対策係|」に、「第51条の8第2号」を「第51条の15第2号及び第3号」に改める。

別表第2中「会計局の」を「会計課の」に、「|庶務係|」を「|総務係|」に、「第52条第1号から第5号」を「第53条第1項第1号から第4号」に、「第6号の」を「第5号の」に、「第52条第6号（庶務係）」を「第53条第1項第5号（総務係）」に、「第7号」を「第6号」に、「第52条第14号」を「第53条第1項第14号」に改め、同表の備考を削る。

別表第10の長野県諏訪湖勤労総合福祉センターの項を削る。

別表第29中 「管轄区域」 を 「管轄する河川の区域及びダム」 に改め、同表の長野県奈良井川改良事務所の項中「木曾郡榑川村字表塩水地区」を「塩尻市大字宗賀字日出塩」に、「| 大沢川 塩尻市大字片丘字北熊井から田川合流点まで |」を

「大沢川 塩尻市大字片丘字北熊井から田川合流点まで
奈良井ダム
北山ダム
水上ダム
小仁熊ダム」 に改める。

別表第32の1の長野県私立学校審議会の項中 「法規学事課」 を 「文書学事課」 に改め、同1の長野県職業能力開発審議会の項を削り、同1の長野県交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

長野県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第97条の規定による長野県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する関係行政機関への建議に関すること。	産業活性化・雇用創出推進局
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

別表第32の2の長野県行政機構審議会の項及び長野県特別職報酬等審議会の項を削り、同2の長野県情報公開審査会の項及び長野県個人情報保護審査会の項中 「行政情報室」

を 「文書学事課」 に改め、同2の長野県部落解放審議会の項中 「人権・同和政策課」

を 「人権尊重推進課」 に改め、同2の長野県環境審議会の項中「鳥獣保護及狩猟ニ

関スル法律（大正7年法律第32号）を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に、「第20条」を「第28条」に改め、同2の長野県観光振興審議会の項中

「観光課」 を 「産業振興課」 に改め、同2の長野県景観審議会の項の次に次のように加える。

長野県行政機構審議会	長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）第2条の規定による長野県の行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議に関すること。	行政システム改革チーム
長野県特別職報酬等審議会	長野県特別職報酬等審議会条例（昭和39年長野県条例第93号）第2条の規定による県議会議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額及び退職手当の支給基準の審議に関すること。	人事活性化チーム

別表第32の2に次のように加える。

長野県男女共同参画推進指導委員	長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年長野県条例第59号）第29条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	男女共同参画課
長野県男女共同参画審議会	長野県男女共同参画社会づくり条例第34条の規定による男女共同参画計画の策定に関する事項その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項の調査審議に関すること。	男女共同参画課

別表第33の政策秘書室の項を次のように改める。

経営戦略局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	地域政策推進監	地域の政策課題に係る調整に関する事務の統括掌理
	チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	行政監察員	行政監察
	職員相談員	職員の相談

別表第33中「政策秘書室及び」を削り、「、室（）」を「、チーム、室（）」に、「、高速道・北陸新幹線局又は会計局」を「又は産業活性化・雇用創出推進局」に改め、同表の人事活性課の項を次のように改める。

文書学事課	印刷技師長	印刷に関する技術業務
	副印刷技師長	
	印刷技師	

別表第33の財政改革課の項を削り、同表の税務課の項中

「	軽油調査員	軽油引取税に関する専門的調査	を	」
---	-------	----------------	---	---

軽油調査員	軽油引取税に関する専門的調査
家屋評価専門員	不動産取得税に係る家屋評価及び指導
家屋評価員	不動産取得税に係る家屋評価

に改め、同表

の法規学事課の項及び市町村課の項を次のように改める。

市町村課	市町村振興幹	市町村振興に関する専門的事務の総括掌理
	地域政策幹	コミュニティ政策の研究及び県と市町村のあり方検討に関する専門的事務の総括掌理

別表第33の人権・同和政策課の項を次のように改める。

人権尊重推進課	人権尊重推進幹	人権尊重施策の調整に関する事務の総括掌理
---------	---------	----------------------

別表第33の保健予防課の項中

「栄養改善法（昭和27年法律第248号）第8条の2第1項に規定する職務

を

健康増進法（平成14年法律第103号）第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。）

に改め、同表の業務課の項中「第

17条第1項に」を「第31条第1項に」に改め、同表の産業振興課の項を次のように改める。

産業振興課	観光振興主幹	観光の振興に関する複雑かつ困難な業務を行う職務
	上海駐在員	海外駐在
	深圳駐在員	

別表第33の産業技術課の項の次に次のように加える。

産業活性化・雇用創出推進局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------------	----	------------------

別表第33の土地改良課の項及び林政課の項中「並びに工事の検査及び監査」を削り、同表の林業振興課の項中

主任林業専門技術員	林業専門技術員としての職務及び林業専門技術員の事務の総括掌理
-----------	--------------------------------

を

信州の木利用推進幹	県産材の利用推進に関する事務の総括掌理
主任林業専門技術員	林業専門技術員としての職務及び林業専門技術員の事務の総括掌理

に改め、同表

の森林保全課の項の次に次のように加える。

監理課	構造改革支援主幹	建設産業の構造改革支援に関する複雑かつ困難な業務を行う職務
	高速交通網整備推進幹	高速交通網の整備推進に関する専門的事務の総括掌理

別表第33の技術管理室の項中「並びに工事の検査及び監査」を削り、同表の河川課の項及び高速道・北陸新幹線局の項を削り、同表の建築管理課の項中「並びに工事の検査及び監査」を削り、同表の企画課の項及び情報政策課の項を次のように改める。

企画課	流域対策幹	流域対策に関する専門的事務の総括掌理
-----	-------	--------------------

別表第33の会計局の項を次のように改める。

会計局	会計局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	会計参事	局の重要事項の統括掌理
	出納員	地方自治法第171条第3項に規定する職務
会計課	会計審査幹	会計審査員としての職務及び会計審査員の事務(会計指導に属する事務を除く。)の総括掌理
	会計指導幹	会計事務の指導及び会計審査員の事務(会計指導に属する事務に限る。)の総括掌理
	主任会計審査員	会計審査員としての職務及び会計審査員の事務の掌理
	会計審査員	会計法(昭和22年法律第35号)第13条の2第1項に規定する職務、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第44条(第47条において準用する場合を含む。)に規定する職務、財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第64条及び第88条に規定する職務、同規則第288条第2項において準用する第282条第1項に規定する検査員の職務並びに会計事務の指導
検査室	調査幹	調査員としての職務及び調査員の事務の総括掌理
	主任調査員	調査員としての職務及び調査員の事務の掌理
	調査員	元請・下請関係及び入札談合情報等に係る調査並びに入札制度に関する専門的事務
	工事検査幹	工事検査員としての職務及び工事検査員の事務の総括掌理
	主任工事検査員	工事検査員としての職務及び工事検査員の事務の掌理
	工事検査員	工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監査

別表第36の地方事務所の項中

課長補佐

課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
主任廃棄物監視員	廃棄物監視員としての職務及び廃棄物監視員の事務の掌理
廃棄物監視員	廃棄物処理の監視に関する専門的事務
技術専門員	高度な技術指導
薬剤師	調剤業務
環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する職務

に、「下伊那及

び長野」を「下伊那、松本及び長野」に改め、同表の福祉事務所の項中

社会福祉主事	社会福祉法第18条第3項に規定する職務
知的障害者福祉司	知的障害者福祉法第10条第3項に規定する職務

を

社会福祉主事	社会福祉法第18条第3項に規定する職務
--------	---------------------

に改め、同表

の児童相談所の項中

児童福祉専門員	児童の専門的相談及び指導
---------	--------------

を

主任相談判定専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な児童の専門的相談及び判定
児童福祉専門員	児童の専門的相談及び指導

に改め、同表

の知的障害者更生相談所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
知的障害者福祉司	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第3項に規定する職務

に改め、同表

の身体障害者リハビリテーションセンターの項中 「生活指導専門員」 を

「生活支援専門員」 に、「専門的生活指導」を「専門的生活支援」に、

「生活指導員」を「生活支援員」に、「の生活指導」を「の生活支援」に改め、

同表の西駒郷の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理	を
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督	
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督	
生活指導専門員	入所者の専門的生活指導	

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督	に、
部長補佐	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理	
主任自律支援専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な入所者の専門的自律支援	
主任生活支援専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な入所者の専門的生活支援	
生活支援専門員	入所者の専門的生活支援	

「生活指導員」を「生活支援員」に、「の生活指導」を「の生活支援」に改め、

同表の保健所の項中

廃棄物監視員	廃棄物処理の監視に関する専門的事務	を
技術専門員	高度な技術指導	

技術専門員	高度な技術指導	に、
-------	---------	----

「 栄養改善法第8条の2第1項に規定する職務 を

「 健康増進法第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。） に、

環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する職務	を
薬事監視員	薬事法第69条第1項から第3項まで及び第70条第2項に規定する職務	

「 薬事監視員 に、「温泉法第2項に規定する職務

17条第1項」を「温泉法第31条第1項」に改め、同表の名古屋事務所大阪事務所の項及びダム建設事務所の項を削る。

別表第41の長野県奈良井川改良事務所長の項を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第41条第1号の改正規定、第77条の改正規定（第10項第5号を改める部分に限る。）及び別表第32の2の長野県環境審議会の項の改正規定（「第20条」を「第28条」に改める部分を除く。）は平成15年4月16日から、別表第33の保健予防課の項の改正規定及び別表第36の保健所の項の

改正規定（ 「 栄養改善法第8条の2第1項に規定する職務 を

「 健康増進法第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。） に改める部分に限る。）

は平成15年5月1日から施行する。

(長野県収入証紙規則の一部改正)

- 長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。
第5条第3項中「会計局の次長」を「会計課長」に改める。
別表の1の(1)中「長野県営射撃場条例」を「長野県営総合射撃場条例」に改める。
(知事及び出納長の職務代理者を定める規則の一部改正)

3 知事及び出納長の職務代理者を定める規則（昭和39年長野県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「会計局次長」を「会計課長」に改める。

（財務規則の一部改正）

4 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する

第2条第2号中「、政策秘書室」を削り、「高速道・北陸新幹線局」を「産業活性化・雇用創出推進局」に改め、同条第3号中「これ」を「チーム若しくはこれら」に改める。

第5条第2項中「総務部長」を「経営戦略局長」に改め、「（政策秘書室長を含む。以下同じ。）」及び「（政策秘書室を含む。第48条、第74条及び第287条において同じ。）」を削る。

第12条中「総務部長」を「経営戦略局長」に、「つど」を「都度」に改める。

第14条中「行なう」を「行う」に、「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

第15条中「総務部長」を「経営戦略局長」に、「行ない」を「行い」に改める。

第16条中「総務部長」を「経営戦略局長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第17条、第18条第1項から第4項まで、第19条第1項、第21条、第22条、第23条第1項から第3項まで、第24条第1項から第3項まで、第25条第1項から第3項まで、第26条第1項及び第2項、第27条第1項及び第2項、第28条並びに第29条中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

第53条第1項中「の次長」を「会計課長」に改める。

第115条（見出しを含む。）中「財政改革課長」を「財政改革チームリーダー」に改める。

第292条第2項中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

別表第1の1中「自治研修所 東京事務所 短期大学」を「短期大学」に改め、同表の2中「北信労政事務所 工科短期大学校 長野技術専門校 松本技術専門校 岡谷技術専門校 飯田技術専門校 伊那技術専門校 佐久技術専門校 上松技術専門校」を「北信労政事務所」に改め、同表の5中「名古屋事務所 大阪事務所」を「工科短期大学校 長野技術専門校 松本技術専門校 岡谷技術専門校 飯田技術専門校 伊那技術専門校 佐久技術専門校 上松技術専門校」に改め、同表の12を同表の13とし、同表の11を同表の12とし、同表の10を同表の11とし、同表の9を同表の10とし、同表の8の次に次のように加える。

9 経営戦略局関係

自治研修所 東京事務所

別表第2の1の(2)及び2の(4)のA中「財政改革課長」を「財政改革チームリーダー」に改める。

様式第60号中「(会計局次長経由)」を「(会計局会計課長経由)」に改める。

様式第64号の1歳出の備考の6中「財政改革課」を「財政改革チーム」に改める。

様式第79号中 「

財政改革課長

」 を 「

財政改革チームリーダー

」 に改める。

様式第81号中「総務部長 様」を「経営戦略局長 様」に改める。

様式第82号中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

様式第83号から様式第87号まで中 「(財政改革課長経由) 総務部長 様」 を

「(財政改革チームリーダー経由) 経営戦略局長 様」 に改める。

様式第119号中

会計局 次長

を

会計局 会計課長	課長 補佐

に改める。

様式第120号中

会計局 次長	次長 補佐
-----------	----------

を

会計局 会計課長	課長 補佐
-------------	----------

に改

める。

様式第183号から様式第185号まで中「財政改革課長団」を「財政改革チームリーダー団」に改める。

様式第273号中「総務部長 様」を「経営戦略局長 様」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「保健所」を「地方事務所」に改める。

第8条中「所轄保健所」を「所轄地方事務所(市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市にあつては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)」に改める。

様式第2号中「管轄保健所」を「管轄地方事務所」に改める。

(公害の防止に関する条例施行規則の一部改正)

- 6 公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「所轄保健所」を「所轄地方事務所(市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市にあつては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)」に改める。

(長野県病院事業財務規則の一部改正)

- 7 長野県病院事業財務規則(昭和50年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

第117条の表中「総務部長に」を「経営戦略局長に」に改める。

(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正)

- 8 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「保健所(長野市の区域に主たる営業所を設置する浄化槽保守点検業者に係る登録簿にあつては長野保健所、条例第10条第1項ただし書の規定により県内に営業所を設置しない浄化槽保守点検業者に係る登録簿にあつては知事が指定する保健所)」を「地方事務所(市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市にあつては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例第10条第1項ただし書の規定により県内に営業所を設置しない浄化槽保守点検業者に係る登録簿にあつては、長野県生活環境部廃棄物対策課及び知事が指定する地方事務所とする。

第12条中「所轄保健所」を「所轄地方事務所(市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市にあつては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)」に改める。

(浄化槽法施行細則の一部改正)

- 9 浄化槽法施行細則(昭和60年長野県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第32条第2項」を「第54条第2項」に、「所轄保健所」を「所轄地方事務所(市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつて

は佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市にあつては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)」に改める。

人事活性課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第35号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「室、局、課」を「局、室、課、チーム」に改める。

第5条第1項中「又は」を「又は委員会、」に改める。

第6条第1項中「部長(」の次に「経営戦略局長、」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「高速道・北陸新幹線局の次長(その事務について高速道・北陸新幹線局長があらかじめ指定した次長に限る。)、会計局の次長」を「産業活性化・雇用創出推進局長、チームリーダー」に改め、「並びに第1項」を削り、「第6項」を「第5項」に、「第7条」を「次条」に、「ただし」を「ただし、別表第5に掲げる事項については、政策チーム、公共事業改革チーム、行政システム改革チーム、人事活性化チーム及び財政改革チームに係るものにあつては広報広聴チームリーダーが」に、「別表第5に掲げる事項は、」を「ものにあつては」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 本庁の係長若しくは班長又は係若しくは班を置いて分掌させている事務以外の事務について課長があらかじめ指定した職員が専決する事項は、照会、回答等で内容の軽易なものとする。

第6条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「会計局」を「会計課」に改め、同項を同条第5項とする。

第9条第1項中「(政策秘書室長を含む。次項において同じ。)」を削り、同条第3項中「会計局の次長」を「会計課長」に改め、同条第4項中「(高速道・北陸新幹線局が